

## 一般財団法人熊本県消防協会名誉会員規程

(名誉会員の候補者の推薦)

第1条 一般財団法人熊本県消防協会(以下「協会」という。)定款第35条第2項による名誉会員の候補者の推薦は、次に掲げる者の中から市町村長又は幹部理事会が行うものとする。

- (1) 消防協会の理事・監事・評議員として6年以上の功労顕著な者
- (2) 消防団長として10年以上の功労顕著な者
- (3) その他協会の事業遂行に関して特に功労のあった者及び学識経験者

(名誉会員の選考及び委嘱)

第2条 名誉会員は、前条により推薦のあった者の中から理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

(法被の授与)

第3条 名誉会員には、法被を授与する。

(協会主催行事への招請)

第4条 名誉会員を、次に掲げる協会主催行事に招請するものとする。

- (1) 熊本県消防操法大会
- (2) 熊本県女性消防操法大会

附則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成27年4月1日から施行する。